

公 示

道路運送法第5章及び第6章の申請に関する審査基準について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）の申請について、下記の基準に従って法の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成18年9月28日

中部運輸局長 谷山 將

記

1. 自家用自動車の有償運送の許可（法第78条第3号）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
2. 自家用有償旅客運送の登録（法第79条）
 - (1) 交通空白地有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第316号に定める処理方針による。
 - (2) 福祉有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第317号に定める処理方針による。
 - (3) 国家戦略特別区域法第16条の2の2に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成29年12月7日付け国自旅第215号の2に定める処理方針による。
3. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第80条第1項）

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年6月13日付け自旅第138号に定める審査基準による。
4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第83条）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
5. 標準処理期間
いずれも1ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この審査基準は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
- 3 この公示に定める審査基準以外の基準は別途公示するものとする。
なお、これらの公示に係る通達は申請受付窓口に備え置くものとする。
- 4 『「道路運送法第5章及び第6章の申請に関する審査基準について』（平成14年1月31日付、中運局公示第266号）』は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（令和元年5月7日 中運局公示第5号）

- 1 この審査基準は、令和元年5月7日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日 中運局公示第45号）

- 1 この審査基準は、令和2年11月27日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（令和3年7月30日 中運局公示第24号）

- 1 この審査基準は、令和3年8月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。